

TOKYO テレワーク・モデルオフィス利用案内

1 施設の概要


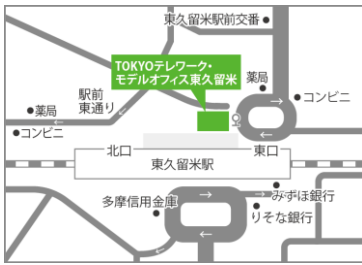
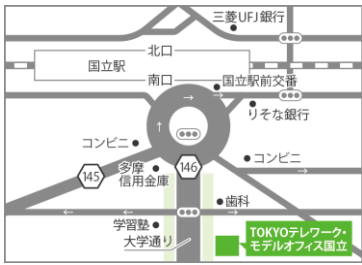
(1) 設置目的

東京都は、民間のサテライトオフィスの設置が少ない多摩地域にモデル的にサテライトオフィスを設置し、企業等で働く方に利用機会を提供することにより、多摩地域におけるサテライトオフィスの活用を促進します。利用には事前の登録・予約が必要です。

(2) 設置期間<予定>

令和2年7月20日（月曜日）～令和7年3月31日（月曜日）

(3) 所在地等

| | 府中 | 東久留米 | 国立 |
|-------------|---|--|---|
| 所在地 | 府中市府中町1-14-1 朝日生命府中ビル1階 | 東久留米市東本町1-15 ウイステリア MF ビル3階 | 国立市東1-15-12 国立東加賀屋ビル2階 |
| 最寄り駅 | 京王線府中駅徒歩2分 | 西武池袋線東久留米駅徒歩1分 | JR 中央線国立駅徒歩3分 |
| 営業時間 | 9:00～19:00 | 9:00～19:00 | 9:00～19:00 |
| 座席数※ | 64席 | 57席 | 57席 |
| アクセス マップ |  |  |  |

(4) 施設詳細

① 予約の上、利用可能なスペース

| 名称 | 説明 |
|------------------|-----------------------------|
| オープン ワークスペース | 仕切りのあるフリーアドレス席 |
| パーソナル ワークスペース | 個人作業に集中できるよう、周囲の視線を遮断したブース席 |
| 会議室 | 6名または8名までの会議が可能な個室 |

② 上記①のスペース利用者が自由に利用できるスペース

| 名 称 | 説 明 |
|--------------------|--|
| イノベーション ワークスペース | 目線や気分を変え、新しい発想に適したハイカウンターやソファ席 |
| テレフォンプース (防音) | 電話や Web 会議などの遠隔コミュニケーション時にも音漏れの心配のない個室 ブース |
| テレワーク 情報コーナー | 東京都の関連施策や民間サテライトオフィスの情報等、テレワークに関する情報 を収集できるスペース |

③ その他の設備

Wi-Fi (無料)、ロッカー (無料) など

(5) 利用料

無料

2 利用者の要件

原則、都内在住または在勤で、企業等で働く従業員が利用できます。

令和5年6月1日以降、初めて利用した日から6か月間利用することが可能です。

企業等とは次のいずれも満たしていることが必要です。

| | |
|---|--|
| 1 | <p>企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、または別表第3の「協同組合等」、個人事業主のいずれかに該当すること。ただし、次の①から④のいずれかに該当するものは除きます。</p> <p>① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）</p> <p>② 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの</p> <p>③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）</p> <p>④ 東京都政策連携団体、事業協力団体または東京都が設立した法人</p> |
| 2 | <p>過去5年間に重大な法令違反等がないこと</p> <p>・違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合、消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。</p> |
| 3 | 賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること |
| 4 | 都税の未納付がないこと |
| 5 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと |
| 6 | 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと |

3 予約方法について

次の(1)から(3)の順で、利用の前に必ず予約を行ってください。

(1) 企業登録

企業の担当者は、TOKYO テレワーク・モデルオフィス予約サイトトップページの「企業の利用登録」から企業情報の入力・登録を行ってください。登録完了後、企業担当者のメールアドレスに登録完了のメールを送付します。設定した企業 ID 及び企業パスワードを利用者登録希望者に提供してください。

TOKYO テレワーク・モデルオフィス予約サイト
URL : <https://tokyo-modeloffice.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 利用者登録

利用者は、TOKYO テレワーク・モデルオフィス予約サイトトップページの「利用者の登録」から利用者個人単位で利用者情報の入力・登録を行ってください。登録完了後、利用者のメールアドレスに登録完了のメールを送付します。

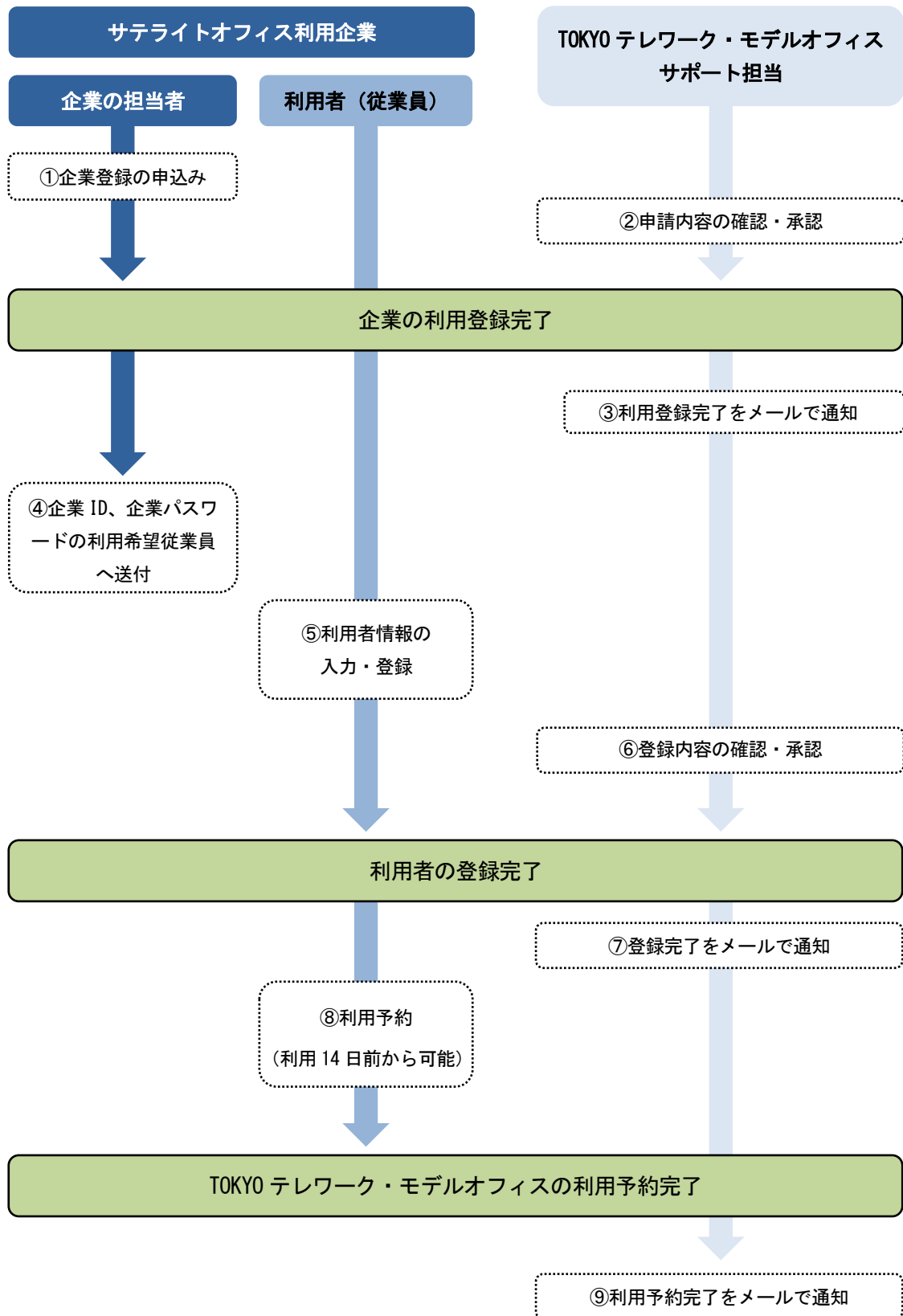
(3) サテライトオフィス利用予約

利用者は、TOKYO テレワーク・モデルオフィス予約サイトトップページの「利用予約」から利用スペースの予約を行ってください。15分単位で予約できます。利用予約完了後、利用者のメールアドレスに利用予約完了のメールを送付します。

※ 注意事項

- ・初めてのご利用の際は(1)から(3)までの手続きが必要です。
- ・利用者登録済の方が2回目以降利用する際は、(3)の利用予約のみの手続きとなります。
- ・登録企業において、複数の従業員が利用する場合は、利用者個人ごとに(2)及び(3)の手続きが必要となります。

<予約フロー> ①から⑨の順序で手続きが行われます。



※都内に在住の個人事業主・フリーランスの場合も企業登録が必要になります。

4 当日の利用について

利用者は、受付で次の2点を提示してください。

- ① 利用者の氏名、住所（都道府県、市区町村）が確認できるもの（身分証明書等）【初回のみ】、または利用者カード【2回目以降】
- ② 上記3(3)の利用予約完了のお知らせメール、またはTOKYOテレワーク・モデルオフィス予約サイトの予約確認の画面（印刷したものでも可）

※利用後、アンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。

5 その他留意事項

(1) 個人情報の保護

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令に基づき適切に管理します。

(2) 登録情報の変更

- ① 登録された企業情報に変更がある場合
企業担当者は、TOKYOテレワーク・モデルオフィス予約サイトの「企業担当者ログイン」からログインし、「企業担当者管理画面」の「企業登録情報の変更」にて変更してください。
- ② 登録された利用者情報に変更がある場合
利用者は、TOKYOテレワーク・モデルオフィス予約サイトトップページの「利用予約」からログインし、「利用者マイページ」の「利用者登録情報の変更」にて変更してください。

(3) 登録情報の削除

- ① 企業情報の削除を希望する場合
TOKYOテレワーク・モデルオフィスサポート担当へメールにてご連絡ください。
(メールアドレスは下記「6 問い合わせ先」参照)
- ② 利用者情報の削除を希望する場合
TOKYOテレワーク・モデルオフィスサポート担当へメールにてご連絡ください。
(メールアドレスは下記「6 問い合わせ先」参照)

(4) 利用の停止

次のいずれかに該当した場合には、東京都が当該施設の利用を停止します。

- ① 利用者の要件を満たさないと判断されたとき
- ② TOKYOテレワーク・モデルオフィス利用規約に違反したとき

(5) 利用期間について

令和5年6月1日以降にいずれかのモデルオフィスを初めて利用した日（初回利用日）から起算して6か月間施設を利用できます。初回利用日から6か月後の同一日の前日を最終利用日とします。ただし、最終利用日が休館日の場合は翌営業日を最終利用日とします。

6 問い合わせ先

TOKYO テレワーク・モデルオフィス サポート担当

【E-Mail】 modeloffice@tokyo-telework.jp

【TEL】 050-3358-7224 平日 9時から 17時まで（国民の祝日、年末年始を除く。）

※本事業は株式会社パソナが東京都から受託し運営しています。